

告示

埼玉県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さくらYashioクリニック 医療法人社団 豊栄会 杉戸い わたけ眼科	名称	さくらファミリークリニック 医療法人社団 豊栄会 えぐち眼科	さくらYashioクリニック 医療法人社団 豊栄会 杉戸いわたけ眼科
おおたけ眼科 小手指医院	名称	いいだ眼科	おおたけ眼科 小手指 医院
石川医院	名称	石川医院耳鼻咽喉科	石川医院
むらかみ歯科医 院	所在地	草加市手代町三九〇― 一	草加市手代三―二一― 一〇
すずらん歯科ク リニック	所在地	富士見市鶴馬三四八五 ―ダイエー三芳店プ リズム一F	富士見市鶴馬三四八五 ―第五マツモトビル (プリズム)一F
手代薬局	所在地	草加市手代町一二五― 三	草加市手代一―四―九
ファーコス薬局 入間	名称	アサヒ調剤薬局 入間 店	ファーコス薬局 入間

二 指定施術機関

石関 武	氏名
施術所	変更事項
所在地	
二三―七 草加市手代町一〇	変更前
一―五 草加市手代三―八	変更後